

別表（第3条、第4条、第11条関係）

【指定企業のうちこの要綱の対象となる業種等区分：農業】

米作以外の穀作農業(0112)、野菜作農業(きのご類の栽培を含む)(0113)、果樹作農業(0114)、花き作農業(0115)、工芸農作物農業(0116)、ばれいしょ・かんしょ作農業(0117)、その他の耕種農業(0119)、穀作サービス業(0131)、野菜作・果樹作サービス業(0132)、穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業(0133)のうち、高度な環境制御等により野菜等植物の周年・計画生産を行う0112から0119に該当するもの及びその生産に密接に関連する0131から0133に該当するもの

(1) 「指定施設等を新增設する際の初期投資に係る投下固定資産額」に係る補助率、補助要件及び補助限度額

事業区分	補助事業者	土地の取得等区分	補助対象経費(※注1) (取得する投下固定資産額の区分)	補助率		補助要件		その他要件
指定施設等の 新增設事業	指定企業	一括分譲 割賦分譲 賃貸借	土地(一括分譲のみ) 減価償却資産	土地の取得 新增設	25%以内 (※注2)	県内新規雇用者数	5人以上	減価償却資産のうち、次世代型ハウス及びその附帯設備について以下の要件を満たす場合、左記補助率に15%以内を補助対象経費の額に応じて加算する。 ・1億円以上2億円未満 正規社員増2人 ・2億円以上3億円未満 正規社員増3人 ・3億円以上4億円未満 正規社員増4人 ・4億円以上5億円未満 正規社員増5人 ・5億円以上6億円未満 正規社員増6人 ・6億円以上7億円未満 正規社員増7人 ・7億円以上 正規社員増8人 ※企業指定の日から操業開始後1年を経過するまでに必要人数を確保すること。  園芸用ハウス(次世代型ハウスを含む)を整備する場合、以下の要件全てを満たすものとする。 ○整備面積は概ね50a以上であること(下限面積は40aとする) ○温度、湿度、炭酸ガス等、3項目以上の環境制御を行う装置を備えること。 ○IoTクラウドへの利用登録を行うこと。併せて、IoTクラウドへ環境データ又は出荷データのいずれかを送信すること。 ○園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること。
						投下固定資産額	5,000万円以上	

※注1：取得価額及び取得原価相当額には消費税額を含めない。

取得価額又は取得原価相当額が10万円未満の減価償却資産は補助対象外とする。

※注2：新增設の補助額について、指定企業が「高知県園芸用農地確保対策事業」の次世代園芸用農地確保事業により確保された土地へ指定施設等を新增設する場合は、次世代園芸用農地確保事業の交付額を減じることとする。

(2) 上記(1)に伴う人材の育成及び県内新規雇用者の雇用に要する経費

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助金上限額	補助要件
人材育成支援事業	指定企業	専門知識や技術を有する人材の委託等に要する経費	定額	委託：年間100万円/人 謝金：5千円/回	交付決定日から操業開始後3年を経過する日までの間に委託等をした人材であること。 専門知識や技術を有する人材については以下のとおり区分する。 ア 専門家及び篤農家 専門知識や先進技術を有する専門家や県外の篤農家 イ 県内農業者 地域の指導農業士や高知県データ駆動型農業推進協議会の構成メンバー等
雇用奨励事業			定額	ア 正規社員 1人あたり100万円 イ 非正規社員 1人あたり80万円	企業指定の日から操業開始後1年を経過する日までの間に雇用され、その雇用期間が6ヵ月を経過している県内新規雇用者。ただし、「雇用就業資金」の受給対象となる法人等就業研修生及び他の補助事業の対象者は除く。 また、県内新規雇用者を雇用形態により以下のとおり区分し、左記補助額を適用する。 ア 正規社員 期間の定めのない労働契約を締結している者であり、かつ、当該事業所において正規の従業員として位置付けられている者。 イ 非正規社員 正規社員に該当しない者。 ただし、非正規社員として雇用された者が正規社員に登用され、かつ、登用後6ヵ月以上継続して雇用された場合は、その者を正規社員として取り扱う。

(3) 国事業を活用した施設整備に要する経費

事業区分	補助事業者	補助対象経費(※注3)	補助率	補助金上限額	補助要件	その他
国費活用加算事業	農業法人(指定企業含む)	国事業の交付金等で補助対象経費となる次世代型ハウス及びその付帯設備	10%以内 ※国事業の交付金等の補助率に継ぎ足すものとする。	5,000万円	補助対象経費の額に応じて、以下の要件を満たすこと ・1億円未満 正規社員増1人 ・1億円以上2億円未満 正規社員増2人 ・2億円以上3億円未満 正規社員増3人 ・3億円以上4億円未満 正規社員増4人 ・4億円以上 正規社員増5人 ※交付決定日(指定企業については企業指定の日)から操業開始後1年を経過するまでに必要人数を確保すること。	・雇用奨励事業との併用は不可。 ・国事業の割当内示及び交付申請がされており、すでに着手したものではないこと。 ・ハウスを整備する場合、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること。

※注3：消費税額を含めない。

【補助限度額】 (1)(2)(3)の合計の限度額

対象業種等区分	通算限度額	備考
農業	15億円 (県内新規雇用者が100人以上の場合であって、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。)	○単年度補助限度額 補助金は、一企業につき一会計年度あたり3億円を上限に交付する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。 ○敷地内純増設以外の新增設については、新たに取得した用地を単位として、通算限度額を適用する。

【その他】(1)(3)の事業を活用する場合の地域計画への位置付けについて

事業実施主体及び申請時に経営している農地(現況)が地域計画のうち目標地図に位置付けられていること又は事業実施年度中に位置付けられることが確実であること(規模拡大した農地は、実績報告年度までに位置付けられることが確実と見込まれること)。